

平成30年度 有機溶剤・特定化学物質・鉛 特殊健康診断 巡回検診実施のお知らせ

平成30年12月

組合員各位

京都府印刷工業組合
環境労務委員会

平素は組合環境労務事業に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も上記特殊健康診断 巡回検診を下記の通り実施いたしますので、受診をご希望の事業所は、組合事務局までお申し込み下さい。後日、組合から受診連名簿をご送付いたします。労働安全衛生法では、事業者は当該従業員に年2回(鑄造以外の鉛検診は年1回)必ず特殊健康診断を行って、遅滞なく診断結果報告書を所轄基準監督署長に提出しなければならないと定めていますので、当該従業員の方が洩れなく受診されますようご指導をお願い申し上げます。

当検診の受診をご希望の場合は、電話にてお申し込みください。申込書・受診連名簿を送付いたします。前年受診された事業所様には、申込書・受診連名簿を同封しました。ご記入のうえ、FAX等によりお申し込みください。

1 検診予定日及び検診場所

平成31年2月21日(木) 午後

京都印刷会館 等 (事情により変更される場合がありますのでご了承下さい。)

*申込連名簿を受け付けののち、後日、各事業所に時間・場所をご通知します。

*多数受診者のある事業所には巡回検診を行います。(ご希望にそえない場合もあります。ご了承下さい。)

*受診者の少ない事業所の方には、最寄りの巡回検診場所、あるいは印刷会館での受診をお願いします。

2 実施医療機関

一般財団法人京都工場保健会 宇治支所 宇治市広野町成田1-7 TEL0774-48-1270

4 実施地域

京都市域

*南、口丹、福綾、丹後支部は、別途の日程となりますが、申し込みは済ませて下さい。

5 検診種目

①有機溶剤検診(基本検診) (ア) 診察 (イ) 問診 (ウ) 検尿(蛋白・ウロビリノーゲン・糖)

②有機溶剤検診(追加検診) 代謝物 血液検査 貧血検査

③特定化学物質検診

注：特定化学物質検診は、現在だけでなく、過去に使用していた方も対象となります。また、有機溶剤も使用されている場合は、①②により該当項目の検診を行います。

④鉛1次検診 (ア) 診察 (イ) 問診 (ウ) 検尿(蛋白・ウロビリノーゲン・糖)

(エ) 尿中デルターALA 半定量 (オ) 血中鉛量

⑤鉛2次検診 (ア) 診察 (イ) 問診 (ウ) 貧血検査 (エ) 赤血球中のプロトポルフィリン量検査

(オ) 神経内科の科学的検査

⑥その他 医師による追加検査

6 検診対象事業所および検診対象者

*特定の有機溶剤(含有成分が5%以上)、鉛を扱う作業に従事している方が検診の対象になります。ご使用の製品の成分表示を確認のうえ該当する場合には受診して下さい。※有機溶剤の成分、溶剤名の詳細は組合ホームページ (<http://www.kyoinko.jp>) に掲載していますのでお確かめください。

7 受診料

第1次検診料 1名 ①有機溶剤検診(基本検診) 3,394円

②追加検査料(使用されている溶剤により追加検査が必要になります。)

代謝物(1種) 3,006円 血液検査 2,506円 貧血検査 1,879円

特定化学物質 実費

③鉛 実費

④その他の検査料 実費

なお、第1次検診の結果、鉛検診注意者は第2次検診の精密検査を受けなければなりません。この場合は第2次検診料が別途必要となります。(すべて消費税込の検診料です。)

8 有機溶剤・特化物・鉛鑄造(鑄造以外は年1回)については、年2回の検診を義務づけられていますので、次回は31年8月頃に検診を受けて下さい。

9 申し込み連名簿の請求と受付締め切り

*受診を希望される場合は申し込み名簿を事務局まで請求してください。(TEL075-312-0020)

*平成31年1月15日(火)までに申し込み連名簿を提出して下さい。

10 他の健康診断(一般検診)と混同しないで受診して下さい。

特殊検診を受診ののち、その結果報告書を所轄の労働基準監督署に必ず提出して下さい。提出用書類は京都工場保健会から送付されます。

※受診をご希望の事業所は組合事務局 (TEL075-312-0020) までお申し出下さい。折り返し、申し込み名簿をご送付いたします。